

学 第 7 2 号
令和元年6月10日

各私立学校設置者
各私立専修学校設置者
各私立各種学校設置者 } 様

岩手県政策地域部学事振興課総括課長

既存学校施設の維持管理の徹底について

このことについて、文部科学省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、学校施設の劣化状況等を点検し、必要に応じて立入禁止や改修等の適切な措置を講じるようお願いします。

【担当】私学振興担当 半田

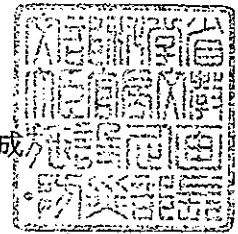
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長 殿
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

平井 明 成



(印影印刷)

既存学校施設の維持管理の徹底について（通知）

学校の設置者は、当該学校施設について、建築基準法及び学校保健安全法等の関係法令等に基づき、点検を実施するとともに、常時適法な状態に維持することが求められております。（別紙1参照）

文部科学省では、これまでも「学校施設の維持管理の徹底について（通知）」（平成27年10月30日付け27文科施第375号）等により学校施設の維持管理の徹底をお願いし、具体的な点検方法については「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」等を参考として実施するようお願いしてきたところです。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）においては、災害時に落下・倒壊等により人命に関わる重大な被害が懸念される外壁、天井等について、緊急対策期間を2020年度までとし、緊急点検及び緊急対策を実施することとしております。

しかしながら、去る5月12日に京都府木津川市立木津小学校において外壁の下端のモルタルの一部が落下する事故が、5月13日に香川県坂出市立白峰中学校において天井裏のコンクリート片が落下する事故が発生しました。（別紙2参照）

このような事故が断続的に発生していることも踏まえ（別紙3参照）、各学校設置者におかれては、点検の実施状況及び点検結果を改めて確認の上、必要に応じて適切な対応をお願いします。

特に、昨今発生した外壁の下端、庇、軒裏、室内外（廊下を含む）の天井及び天井裏の见えない部分など、モルタルやコンクリートの落下等により重大な被害が懸念される箇所については、専門家にも相談の上、適切に対応するようお願いいたします。

また、点検の結果、是正が必要と判断されたものの、いまだ是正されていない箇所については、応急的な安全対策を行うとともに、国の補助金等の活用も検討しつつ、速やかに必要な対策を講じるようお願いいたします。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県におかれては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社に対して周知するようお願いいたします。

<参考>

◇「子供たちの安全を守るために－学校設置者のための維持管理手引－」
(平成28年3月)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/maintenance/_icsFiles/afieldfile/2017/06/14/1369016_01_1.pdf

…建築基準法等に基づき学校設置者が実施すべき維持管理の必要性や制度の概要等

◇「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成27年3月）

◇「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（追補版）」（平成31年3月）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

…学校設置者及び学校がそれぞれの役割を理解し、関係部署や専門家と連携して実施する非構造部材等の点検内容や手法等

【本件問合せ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課
環境施設企画係 田中

電話：03-5253-4111（内線2288）

E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp

学校施設の維持管理に関する法律上の規定について（概要）

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）

第8条関係（維持保全）

- 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

第12条関係（報告、検査等）

- 特定建築物で特定行政庁が指定するもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）等の所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士等にその状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検等）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士等に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）

第26条関係（学校安全に関する学校の設置者の責務）

- 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第27条関係（学校安全計画の策定等）

- 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第28条関係（学校環境の安全の確保）

- 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）

第28条関係（安全点検）

- 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、每学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
- 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

第29条関係（日常における環境の安全）

- 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

※この他に、関係法令に施設の維持管理に関する規定がある。

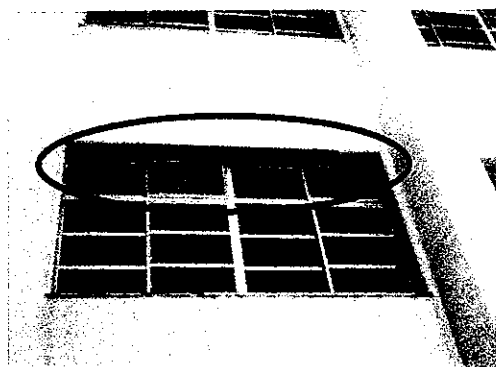
京都府木津川市立木津小学校における外壁モルタルの落下事故について

1. 事故の経緯

令和元年5月12日(日)の14時00分頃、木津川市立木津小学校において、校舎の外壁モルタルの一部が落下していることを確認。

2. 事故の状況

- 事故が発生した校舎は、本館(RC造3階建)昭和52年完成。
- 校舎2階(グラウンド側)、外壁の下端(窓枠上部)モルタルの一部(幅20cm・長さ1m・厚さ3~4cm・約15kg)が落下。
- 日曜日であり、落下した時間帯は、児童や教職員は不在で人的被害はなかった。



外壁の下端のモルタルが落下



落下したモルタル

3. 推測される事故原因(木津川市教育委員会の見解)

経年劣化が原因と思われるが、現在、原因を調査中。

4. 木津川市教育委員会の対応

事故後、直ちに当該校舎周辺の危険箇所に入立禁止措置を講じるとともに、5月13日(月)に市職員により同校舎の点検を実施。浮きが確認された箇所については、同日から全て撤去を行う。

また、市立小中学校及び幼稚園についても順次点検を実施し、是正が必要と判断された場合には、必要な対策を講じる。

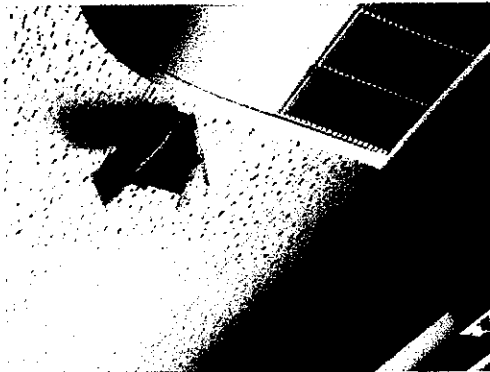
香川県坂出市立白峰中学校における天井裏のコンクリート片の 落下事故について

1. 事故の経緯

令和元年5月13日(月)の12時40分頃、坂出市立白峰中学校において、理科準備室の天井裏のコンクリート片が落下していることを確認。

2. 事故の状況

- 事故が発生した校舎は、南校舎（RC造3階建）昭和41年完成。
- 3階（最上階）、理科準備室天井裏のコンクリート片（幅18cm・長さ21cm・厚さ3cm・約1.5kg）が落下。
- 落下した時間帯の理科準備室は、生徒や教職員は不在で人的被害はなかった。



天井材を突き破ってコンクリート片が落下



落下したコンクリート片

3. 推測される事故原因（坂出市教育委員会の見解）

発錆による鉄筋の膨張が原因と思われるが、現在、原因を調査中。

4. 坂出市教育委員会の対応

事故後、当該校舎の3階について立入禁止措置を講じるとともに、市職員により点検を実施。また、市内の全小中学校についても順次点検を実施し、是正が必要と判断された場合には、必要な対策を講じる。

<参考>学校の建築基準法に基づく法定点検

天井については、特定天井*が点検対象として定められている。

※：天井高さが6m超、面積が200㎡超、天井面構成部材等の1㎡当たりの質量が2kg超の吊り天井で、人が日常利用する場所に設置。

平成31年1月以降に発生した事故の例

○大阪府松原市立松原南小学校

日時：平成31年1月15日（火）（13日から14日の間に落下したと推測）

概要：校舎出入口の庇（幅約2.1m・奥行92cm・厚さ16cm・約800kg）が落下。

※「既存学校施設の維持管理について」（平成31年1月23日付け事務連絡）参照

○岡山県倉敷市立第二福田小学校

日時：平成31年2月7日（木）

概要：教室の天井梁下モルタルの一部（幅40cm・長さ2.2m・厚さ3cm・約50kg）が落下。

※「既存学校施設の維持管理について」（平成31年2月12日付け事務連絡）参照

○熊本県宇城市立小川中学校

日時：平成31年3月14日（木）

概要：階段室の天井モルタルの一部（幅1m・長さ1m・厚さ1.5cm・約23kg）が落下。

※「既存学校施設の維持管理について」（平成31年3月18日付け事務連絡）参照

○京都府木津川市立木津小学校

日時：令和元年5月12日（日）

概要：校舎、外壁の下端（窓枠上部）モルタルの一部（幅20cm・長さ1m・厚さ3～4cm・約15kg）が落下。

○香川県坂出市立白峰中学校

日時：令和元年5月13日（月）

概要：校舎（最上階）、天井裏のコンクリート片（幅18cm・長さ21cm・厚さ3cm・約1.5kg）が落下。